

京都市告示第 258 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成21年9月28日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	城戸内科小児科医院	北区大宮北箱ノ井町2番地の1	平成21年 6月22日
介護予防 居宅療養管理指導	城戸内科小児科医院	北区大宮北箱ノ井町2番地の1	平成21年 6月22日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)